

部活動と自動車利用

1 現在の取扱

(1) 自家用自動車の公務使用

○本人だけが利用する場合

- ・運転経験が1年以上
- ・対人賠償無制限、対物賠償2百万円以上の任意保険加入 等

○部活動等で生徒を同乗させる場合

- ・同乗申請書を提出し、校長の許可が必要
- ・同乗申請書には、保護者の了解を得た文書のほか、緊急連絡先を添付
- ・運転経験が3年以上
- ・対人賠償無制限、対物賠償1千万円以上及び搭乗者傷害保険1千万円以上の任意保険加入 等
- ・マイクロバスを自家用自動車として登録し、条件を満たしていれば生徒の同乗は認められる。

(2) 教育職員のレンタカーの公務使用は、いかなる場合も認められていない。

2 島根県において、教員のレンタカー利用による出張はできないことになっていることについて校長としてどう思うかを尋ねた。

	中学校	高等学校
生徒を乗せる場合には条件付きでも利用を認めてほしい	0%	71%
教員のみ同乗するのであれば、利用を認めてほしい	30%	14%
レンタカーの利用は認めるべきではない	70%	14%
無回答	0%	0%

・教員のレンタカー利用について、中高で大きな差がある。

「平成29年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査」